

自力で自由に移動ができ社会参加できる支援

NPO 法人えんしゅう生活支援 net 理事長 建木 健 氏

高齢者の自動車運転の社会的課題と取り組み

浜松市は全国の政令指定都市の中でも、自動車保有台数が多く、車に依存した生活が当たり前と言っても過言ではありません。特に高齢者にとっては、自動車は買い物や通院、仕事など生活に欠かせない道具の一つとなっています。

当法人は、2011年より障害福祉サービス事業所を運営しています。そして2015年からは障害者総合支援法に基づいた高次脳機能障害をおもちの方々への自動車運転支援を開始し、そのノウハウを基に、高齢者の方々への自動車運転支援にも取り組んでいます。今年度は特に多くのご依頼を受けて、包括支援センター主催の研修会や図書館での講演などをおこなっていました。「高齢者の自動車運転」と聞くと、ネガティブな話題が報道されているイメージが先行し“やめさせる支援”を想像される方がいるかもしれません。しかし私が推し進めているのはその考えとは異なります。支援の目的は“安全に運転し続けられる支援”そしていずれは運転を控える時期に入っても“ずっと自力で自由に移動でき社会参加できる支援”です。そしてその大事なポイントは「自動車運転の継続と老化が及ぼす運転への影響を認識すること（気づきを促すこと）」ということなのです。

車社会の現代、よく考えてみれば今の免許制度では、免許の取得方法は学ぶことができても、運転の終活（私の造語です）について学ぶ機会はありません。私が行っている研修会では、老化に伴う身体や認知機能の変化と、それに伴い運転方法を変えていくという具体的な説明や自動車が運転できなくなった際の公共交通機関の活用可能性などについても参加者の方々に問いかけ、その現実に改めて気づくこと、そして公共交通機関利用の課題点は何か、どう解決するかをリアルな感覚でイメージできる内容としています。これまで行ってきた研修会を通して肌で感じていることは、具体的な数まではわかりませんが、バスを利用したことがない方々が比較的多く存在しているということで、改めてバス乗車方法などお話しすることが定番となっています。

高齢者の外出先としての上位は買い物、通院、サークル活動です。また、外出頻度の減少が認知症などの発症率に影響を与えるという研究結果も報告されています。

自動車運転は運転をする人にとって「目的ではなく手段」です。社会参加（外出支援）を維持しつつ、もしも運転をしない選択をせざるを得ない場合の代替手段をどうしていくか。この問題は、高齢者だけの問題ではありません。誰でもいずれは歳をとります。また社会的弱者である障害者、特に中途障害の方々も同様の問題を抱えています。自動運転関連のニュースはホットな話題ですが、おそらくここからの四半世紀は運転からの脱却は難しいでしょう。

新たな取り組みとして、国土交通省から認可を受けて「福祉有償運送」の資格認定が取得できる講習会を開催します。詳しくは当法人 HP をご確認くださいと思います。科学が進歩する中で、最優先は「安全で安心快適な車社会を創っていくこと」、私はそのための活動に大きな価値を感じ行っています。



当法人 HP はままつ交通研修センター

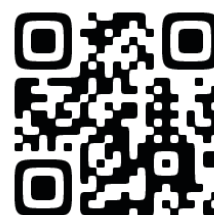
静岡県高次脳機能障害支援拠点とは

当法人は、2011 年に NPO 法人として設立し、フォーマルおよびインフォーマルなサービスを含めて、高次脳機能障害の方々を支援しています。

2023 年度から、県から高次脳機能障害支援拠点（以下、支援拠点）を受託しました。支援拠点は県内に 8 箇所あり、高次脳機能障害者地域基盤整備事業に基づき、高次脳機能障害者への理解と支援活動に実績のある相談支援事業所などを支援拠点として、相談支援コーディネーターを配置し、以下の事業を実施しています。

1. 高次脳機能障害の生活相談支援
2. 支援ネットワーク連絡会議
3. ケース会議
4. 高次脳機能障害に関する正しい知識の普及と啓発

現在ポータルサイトの開設、オンラインでの相談、LINE を通じた AI 相談、啓発事業を展開しています。今後は講演会の開催やケア会議などに参画し、活動を充実していきたいと考えています。もし施設や企業で高次脳機能障害に関する相談や研修会などありましたら、どうぞ気軽にご連絡ください。



高次脳機能障害支援拠点ポータルサイト HP



支部、包括の活動の紹介

天竜支部

天竜区は市の北部に位置し、区域面積は市の61%を占めています。そのうちの約91%が森林という緑豊かな地域です。高齢化率は47%で、市内でも最も高くなっています。市における全世帯のうち高齢者のみの世帯の割合は、天竜区は38.6%、高齢者の一人暮らしの割合も25.3%と最も高くなっています。買い物や公共交通機関、医療、介護等の社会資源も大変少ない地域です。昨年の台風被害により、いまだに通行できない道路も多く、やむを得ず回り道をしています。台風直後には、道路状況についてサービス事業所と密に連絡を取り、安全に移動できるように助け合いました。沿道より外れた横道に入ると、車一台がようやく通れるような、下を見れば急斜面でガードレールのない道路を走行します。場合によっては、木や枝が落ちていたり、落石があったりすることがあります。初めて訪問する時は「こんなところに家があるのかな」と不安になることもあります。「食事はどうしているのかな。買い物はどうしているのかな。受診はできているのかな。厳しい生活をしているのではないのか。」と利用者さんの生活に思いを馳せながら訪問しています。

地域包括支援センターと支部協同で年に数回の事例検討会の研修を行っています。天竜区の居宅ケアマネジャーのほぼ全員が毎年参加をし、とても熱心に勉強しています。そのため、ケアマネジャー同士も顔の見える関係になっています。地域包括支援センターとも気軽に相談のできる関係になっていると感じます。磐周医師会の研修会はケアマネジャーも参加でき、医療的な分野についても学ぶことができます。

社会資源の問題や自然災害があると、人々の生活を支える基盤が崩れてしまう等の課題も多いですが、天竜区で暮らしている利用者さんの気持ちに沿った支援ができるように、事業所の垣根を超えた連携や協働が必要だと感じています。

浜松市介護支援専門員連絡協議会

天竜支部長 檜木 明子

天竜区地域包括支援センター

天竜区の特徴的な取り組みとしては、生活支援体制づくり協議体の開催があります。天竜区は広範囲で、地域ごとに課題が大きく異なるため、旧天竜市では6か所と春野町、龍山町、水窪町、佐久間町はそれぞれ1か所ずつ、地区部会を開催しています。社協天竜地区センターと協働し、地域住民と地域課題についての話し合い、「困ったときの連絡帳」の配布や地域の社会資源のマップ作成、見守りネットワークの構築、認知症講演会の開催等の活動に繋がりました。

磐周医師会の委託事業である在宅介護医療連携推進事業で行う、医療、介護、福祉の関係者が参加の多職種合同カンファレンスが定例化し、今年で9年目となります。地域資源が少ない地域ですが、少ないからこそその顔の見える関係づくりが出来ています。

介護従事者の慢性的な人手不足と高齢化は大きな課題ですが、関係機関との連携の強化を図り、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を継続していきます。

地域包括支援センター天竜センター長 安間 敏江

地域包括支援センター北遠中央センター長 三室 真希

意思決定支援と成年後見制度

2000年4月「介護保険制度」と「成年後見制度」は高齢者の生活を支える車の両輪としてスタートしました。ひとり暮らしや高齢者世帯が増えるなか、2022年度全国で約4万件の成年後見制度の申し立てがあり、今後もさらに必要となる制度だと思えます。

『LIFE 意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～』をご存じでしょうか？厚生労働省で作成された意思決定支援に共通する基本的な考え方を示したものです。その中に次のような原則が記されています。①どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします ②本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします ③不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します。

地域包括支援センターの支援においても、これらのことにハッと気づかされることがあります。あるケースでは、周囲が心配するような環境や状況にあっても本人が変化を望まれず、地域の方とともにゆるやかな見守りを続けてきました。一年半ほど訪問し関係性を築く中で、本人の「こうしたい」という言葉（思い）を入口に、介護保険制度の利用や成年後見制度の申し立てにつながろうとしています。どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるということを実感させられる出来事でした。

地域包括支援センターで関わるケースの多くは地域、ケアマネジャーなど本人を含めた身近な方の支援の積み重ねを経てつながっていきます。これからも支援に困る時、迷う時、本人の視点に立ち、関わる皆さまとともにチームで支える、一緒に支えていく意識をもって取り組んでいければと思います。

地域包括支援センター高丘
センター長 石田 真規子

参照：『LIFE 意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～』
厚生労働省

浜松市成年後見等相談件数及び市長申立て件数

① 相談件数

	R2	R3	R4
相談件数	4,390	4,453	4,161

*相談件数は権利擁護の件数で虐待対応も含めたもの

② 市長申立て件数

	R2	R3	R4
市長申立て	43	24	40

令和5年度 ケアプラン点検実施

ケアプラン点検は、浜松市介護給付適正化事業の一環として行われています。当協会がケアプラン点検に関わる目的として

- ① よりその人らしい自立支援につながるケアプランの作成を行うため。
- ② 専門職としての判断根拠を明示したうえで「利用者の自立支援」に資するケアプランの作成ができるようになること。
- ③ ケアプラン点検を通して確認された、ケアマネジメントにおける課題について蓄積し、浜松市介護支援専門員連絡協議会における研修のテーマとしていく。

以上の3点があります。

今年度も各区長寿保険課でケアプラン点検が実施され、当協会役員が、アドバイザーとして各区担当者と共に提出されたケアプラン等について確認を行いました。

ケアプラン点検を受けたケアマネジャーの感想とケアプラン点検を担当したアドバイザーの感想を紹介致します。

《ケアマネジャーの感想》

- ・ やっているつもりで、いざ聞かれると不安になる。今回点検をしてもらったことで見直す機会となった。
- ・ 自分で気になっているところを指摘されたため、改善できるようにしていきます。
- ・ 軽度者の申請について間違った解釈をしていたので、この点検で気づかせてもらえてよかった。
- ・ 年数が経つと自分なりのやり方になってしまうが見直す機会となった。自分が曖昧な表現になっているところが抽象的になっていると今回の点検で再認識ができた。書き方を工夫して見直していきたい。
- ・ 長く付き合っていると変化がないため細かく具体的に探るのが難しいが、具体的に記載ができるように検討してみます。
- ・ 認知症の方だと本人の意向より家族内が上手くまわっていくよう家族の意向が強くなってしまふ。本人に理解してもらって楽しくサービスを利用してもらおうようプランを検討していきたい。

《アドバイザーの感想》

- ・ 日頃の業務では、他のケアマネジャーが作成したケアプランについて、時間をかけて確認をする機会はあまりありません。今回、ケアプラン点検を担当することで、ケアマネジャーが「本当にこれで良いのか？」と不安や戸惑いを抱きながら業務にあたっていると感じました。ケアプラン点検のように他者から意見を受ける機会を持つことで、ケアマネジャーの「気づき」を促し、自立支援に向けたケアプラン作成とケアマネジャーの資質向上に寄与することができればうれしいです。



令和5年度浜松市への要望とその回答

【要望1】

地域課題への対応や障害者総合支援法との併用によるケアマネジメント、複合課題を抱えた家族への多職種介入など、近年介護支援専門員に求められる役割は増加の一途をたどっている。他方で介護支援専門員の受験人数の減少、年齢や業務過多による退職などの課題が山積されている。

特に北区等については、介護支援専門員の減少は危機的な状況である。セルフプラン作成支援の仕組みを整えるなど、課題解決に向けて協議の場の設定等を、浜松市としても具体的に検討されたい。



《回答》

北区を含む中山間地域における地域課題について、協議の場の開催に向けて検討するとともに、今後の対応について取り組んでまいります。

【要望2】

中山間地について、介護サービス事業所の不足、遠距離訪問・交通規制等の課題などが山積されている。これらの課題について、市独自の加算の創設及び自然災害等による交通障害について訪問回数の緩和など具体的な策を検討されたい。



《回答》

中山間地域の在宅介護サービスを確保するため、移動に係る経費相当分の補助や介護支援専門員更新研修費用の助成事業を行っております。また、佐久間・水窪地区に居住する在宅要介護者に対して、居宅介護支援を行った場合に1月あたり5,000円を補助する制度があります。なお、訪問回数の設定は介護保険法令等の規定により現状は緩和できませんが、国へ働きかけるなど必要な対応をしております。

【要望3】

主治医からターミナル期との診断があり、介護保険申請（新規又は区分変更）を行うも非該当となる方がいる。そのような場合は、介護支援専門員として認定調査表の確認もできない現状がある。本人、家族にとって残された時間で、適した支援を受けることが難しくなる状況となるため、ターミナル期である方の審査・判定においては、認定調査及び認定審査会においては十分な確認と判断をお願いしたい。



《回答》

がん末患者の申請件数は、令和3年度 1,019 件、令和4年度 1,073 件の状況であります。そのうち、非該当の方は令和3年度 2 人（0.2%）令和4年度 2 人（0.2%）です。引き続き調査員に対して、特にがん末患者については、より一層丁寧に聴き取りをするよう、研修を行ってまいります。

【要望4】

障がい者総合支援法の利用者が 65 歳に達しても円滑に介護保険申請をしていないケースが見受けられる。自立支援給付と介護給付とでは利用者側の意識、サービス内容、提供環境にも差異が見られる。個別の利用者に対する配慮は当然だが、「介護保険優先」であることを再確認した上で、移行や併用に関する両担当課の連携が的確になされていることが前提となる。現場の運用においては、これに疑義を抱く場面も見られるため、両担当課の機能的な連携について、再度確認をお願いしたい。



《回答》

介護保険課と障害保健福祉課の連携はもとより、各区の長寿保険課と社会福祉課においてもしっかりと連携をとりながら業務にあたるよう努めてまいります。

【要望5】

独居で身寄りが無く成年後見制度の対象でもない方への支援において、介護支援専門員の業務の範囲を超えて通院支援や各種手続き等を行わなくてはならないケースが増加している。このようなケースへの介入において、介護支援専門員だけではなく、行政を含めチームで支援できる仕組みを検討いただきたい。また、身寄りの無い方への支援に関するガイドラインを作成し医療・介護・行政等が共通の認識のもと支援できるよう検討いただきたい。



《回答》

問題が複合化、複雑化している困難ケースへの対応として、行政の高齢者・障害・福祉等の関係課及び支援者（ケアマネジャー・地域包括支援センター・障害者相談支援事業所・病院等の専門職）と話し合う場を持ち、身寄りのない人への支援方法について検討していきます。

【要望6】

要介護・要支援認定において、区によって認定調査までの期間に大きな差がある。認定調査員が市全体の調査状況により、認定調査が滞っている区において調査を行う等効率的に活動し、区ごとの認定調査期間の差をできるだけ解消していただきたい。また、入院等により調査対象者の居所が区をまたいだ場合、実際の居所の区の認定調査員が対応している現状がある。その場合、認定調査の滞りがある区に居所がある場合、調査の遅延が認められるため上記のように効率的な対応をお願いしたい。



《回答》

毎月、調査の進捗状況を調べ、各区の未調査件数の確認をしています。認定調査が滞ることが予想される区がみられた場合は、区役所間で連携し、他区の調査員が応援訪問することで、認定の遅延が起こらないよう対応しています。また、調査先が区をまたいだ場合は、状況に応じて早期に認定調査ができる区と調整しています。

令和5年度 第2回 浜松市介護支援専門員連絡協議会研修報告

令和5年11月22日(水)、「6年度改正とケアプランの書き方」をテーマとしたWeb研修を行い、多くの会員の皆様の参加がありました。

講師に「介護の未来 代表」阿部充宏様(神奈川県)を迎え、現在の介護保険制度を取り巻く状況と今後の方向性、点検・指導の現場からケアプラン第1~3表の押さえるべきポイントなど、日々の業務にすぐに活かせる内容を大変分かりやすい講義でした。

適切なケアマネジメント手法が来年度の研修から始まり基本ケア+疾患別ケアの2階建てとなること、セルフケアの重視、利用者を取り巻く家族支援の強化など、今後は今まで以上に個別性を求められるようになります。私たちが安易に使いがちな「拒否」「意欲低下」「閉じこもり」の言葉の危険性にもあらためて気付かされました。ケアマネジャーの捉え方ひとつで「拒否=悪いこと」の様に感じてしまう場面も多いのではないのでしょうか。拒否も利用者の意思と捉え個別性を意識したケアプランを心掛けていきたいと感じました。

物価高騰が要因のひとつとされる女性高齢者の低栄養やヤングケアラー、介護離職などが問題になっています。利用者の個別性に加え社会情勢にも目を向けていく必要があります。私たちに求められることは年々増えています。今回の研修で学んだことを振り返りながら来るべき制度改正に備えていきたいと思えます。

—編集後記—

令和6年の幕開け、正月の団欒を襲った石川県能登半島沖地震では多くの犠牲者がでてしまいました。真冬の寒さの中、被災した方々を画面で見るたびに胸が痛みます。

そんな中、自身も被災者でありながら救護活動に奔走する医療従事者や消防・警察の方々の姿に「今わたしに何ができるだろう」「災害時ケアマネジャーとしてどう動けるだろう」とあらためて自問する日々です。

折しも令和6年4月からBCP(災害時対応事業継続計画)が義務化となります。準備は進んでいますか?備えを万全にしつつ「あたりまえ」の日常に感謝して過ごしたいですね。



ケアマネの部屋N○34号はいかがでしたでしょうか。ご意見やご要望がございましたら事務局までお寄せください。(介護保険課 F A X 053-450-0084)

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】(副会長)中村元美(西支部) 色山ゆかり(浜北支部) 河合登志子、栗山朋美(北支部) 佐藤祐子(南支部) 下位彰吾(天竜支部) 鈴木久美子(中支部) 松井健(東支部) 若子有理

